

きずな便り

相続登記にオンライン活用 旧姓併記も認める 4月の義務化に合わせて省令改正

所有者が不明な土地の解消に向け、法務省は、4月に始まった相続登記の義務化に合わせて省令改正を発表した。オンラインを活用した簡易な手続きを設けるほか、結婚前の旧姓を使いたい人やDV(家庭内暴力)の被害者らに配慮し、旧姓併記や現住所とは別の住所を載せることを認める。義務化による手続きの負担を軽減し、登記を促す狙いがある。

政府は2021年、相続時に登記が変更されないなどの理由で所有者不明の土地が増加傾向にあることから、不動産登記法を改正。今年4月1日から、土地の所有者が死亡後、相続人が土地の取得を知った日から3年以内に相続登記を申請することが義務化される。正当な理由なく申請しない場合、10万円以下の過料が科せられる。

法務省はこれに合わせて関連する省令を改正する。改正法では、遺産分割の話し合いで各相続人が確定する前でも、相続人だと申し出れば義務を果たしたとみなす「相続人申告登記」が新設された。この登記手続きについて、オンラインでの申し出を可能とし、通常の相続登記に必要な押印や電子署名は求めないことにした。他の相続人に関する書類も不要とし、資料を集める負担を軽くした。

土地の所有者について戸籍上の姓での登記しか認めていない現在の仕組みを改め、旧姓併記を認める。女性の旧姓使用が広がっていることを踏まえた措置だ。

一方、相続人がDVやストーカーの被害者だった場合、その住まいを加害者を含む第三者に知られないようにする必要がある。こうした被害者が載っている登記を第三者が見る場合、代理人の弁護士や支援団体、法務局などの住所を記載できるようにした。

改正省令は令和6年3月1日に公布し、4月1日に執行された。

所有者不明の土地は、高齢者や人口減少を背景に、所有者が死亡した後にも相続人に名義が変更されないまま放置されるなどが多い。国土交通省の調査では全国の土地の24%以上が。公共事業で用地買収が妨げられたり、災害の復興事業が円滑に進まなかったりする問題が指摘されていた。

一般社団法人
シニア総合サポート
HP:senior-support.net
本社(奥州市)
TEL:0197-47-3995
FAX:0197-47-6815
盛岡・東北事務所
TEL:019-681-2845

トピックス

「世界一受けた授業」で話題の『スマホ脳』
【スマホ依存度チェック】
5つ以上はかなり危険！

世界的ベストセラーとなった『スマホ脳』アンデシュ・ハンセン著 久山葉子訳
教育天国のスウェーデンで衝撃的な関心を持たれた著書が日本でも大きな反響となった。

『スマホ脳』はデジタル・デバイスが脳に与える影響を解説し警鐘を鳴らした一冊。日本テレビ系バラエティ番組「世界一受けた授業」で特集された大きな話題となった。

番組では著者が精神科医のアンデシュ・ハンセン氏がスマホは人間の脳が快楽を感じる物質ドーパミンを放出するよう様々な仕掛けが施されている

と説き、スマホとの付き合い方には注意が必要と語った。また以下の「スマホ依存度チェック」が紹介された。

- ① 流行りに乗り遅れるのが不安
- ② 着信音の空耳が聞こえる
- ③ 常に充電器を持ち歩く
- ④ スマホの代わりにスマホで写真
- ⑤ 思い出せないことはすぐに検索
- ⑥ 会話中用事も無いのに触る
- ⑦ 食事中にスマホを触る

3つ以上当てはまる人は要注意。5つ以上はかなりの危険だという。スマホ依存を改善するために「画面を白黒にする」「寝室に持ち込まない」「目覚まし時計の代わりにしない」「軽い運動をする」などの方法が推奨された。

新規アルツハイマー病薬レカナマブ
年間薬価は約298万円



厚生労働省の中央社会保険医療協議会(中医協)は2023年12月13日、新規アルツハイマー病(AD)治療薬である抗可溶性アミロイドβ凝集体抗体レカナマブ(商品名レケンビ)について、12月20日の薬価収載を了承した。製造販売元のエーザイは、薬価収載と同時にレカナマブを発売開始した。薬価は、点滴静注200mg1バイアルが4万5777円、同500mg1バイアルが11万443円。同薬の用法用量は「10mg/kgを、2週間に1回、約1時間かけて点滴静注」となっており、体重50kgの患者の場合、年間での薬価は約298万円となる。

日広島市で説明会が開かれた。東京のベンチャー企業が開発した「switheBODY(スイトル・ボディ)」世界初の技術認定を受けた介護用入浴機材だ。シャワーヘッドで吹き付けたお湯を吸い取りお湯が垂れないところが特徴で、シートを濡らす心配がないところから介護の現場や、病院職員の負担軽減が期待される。通常の訪問



ちょっと耳寄りな話

「人間洗濯機」復活！ 介護現場の負担軽減へ

1970年の大阪万博に登場した「人間洗濯機」をご記憶の方もいるでしょう。あれからおおよそ半世紀、ベッドに横になったまま身体を洗うことができる新開発の介護用の洗身用具が誕生し、2月28

介護では、一人の入浴に三人がかかるのに対して「switheBODY」では、介護士一人でも15分ほどで入浴させることができるという。

4月1日に販売が開始され、介護保険が適用されるよう調整も進めており、比較的安価にレンタルできる仕組みが構築できると期待が寄せられている。

2040年問題を乗り越える

介護事業経営

2025年に備える経営ではもう遅い！

日本では2040年に多死社会を迎えると言われ、国内に死亡者数は高齢化に伴い年々増加しています。2040年には年間約168万人、1日あたり約4600人が死亡すると推定されているのです。これは1989年の死亡者数約7万人、1日あたり約2200人の2倍以上です。(令和2年版 厚生労働白書)

(以下、幻冬舎 著者：島田雄宇 著書「2040年問題を乗り越える介護事業経営」より抜粋)

現在では多くの人が病院で最期を迎えますが、多死社会になれば病床数が足りず、重症度が高い高齢者が自宅や施設で最期を迎えるケースが増えることが予想されます。そのため2040年には訪問看護など医療サービスを提供できる事業者が求められ、軽度生活援助者

いと予想されています。

介護業界には経営者と現場の距離が近い事業者が多いのですが、それが経営に悪影響を及ぼす可能性があります。例えば今いる利用者により良いサービスを提供しようと思えば、従業員負担や利益を度外視した取り組みが始めてしまうといったケースです。利用者本位で考えたことは悪いとは言えませんが、経営者が目先の問題だけを見て行動すると従業員の離職や売り上げの低下を招き、将来的に事業が立ち行かなくなるといった事態になりかねません。そのため



これらの問題を乗り越えるために、事業者は将来に向けて早い段階から経営を見直し、事業の転換や拡大を行ったり人材確保・育成に力を入れたりする必要があります。現在の介護業界には2040年問題に対し何の対策も講じていない事業者が多いのですが、そのような経営の甘い事業者は今後生き残ることはできません。将来を見据えた経営をできる、つまり経営力のある介護事業者しか生き残ることができな

いがあるからです。しかし経営者とともに会社の経営に携わり、時には経営者に意見を言うNo.2がいればそうした事態は避けられます。経営者が経営に専念する環境を作ること、会社にNo.2を置くことの重要性を理解した上で経営を見直すことができれば、自ずと2040年問題を乗り越えられる介護事業者へと成長できるはずです。

介護事業者の淘汰は既に始まっています。医療・福祉サービスのシステム改革も迫っています。今後の医療・介護は「病院完結型」から「地域完結型」へと転換していきま

これから介護は限りなく医療に近づきます。その為のポイントには、「地域特性」×「専門医療」×「訪問看護が生き残りのカギになります。つまりこれからの介護は限りなく医療に近づいていきます。経営者が経営を安定させるこれからの事業展開を目指すマインドが試される時期にきているのです。No.2の育成と経営の見直しは急務です。

家族性アルツハイマー 新薬の国際治験開始

新潟大・東京大研究チーム：レカネマブと併用

親から遺伝する「家族性アルツハイマー病」の原因となる遺伝子変異がある人を対象に、タウというタンパク質を標的とした開発中の新薬の効果と安全性を調べる国際臨床試験(治験)を始めた。14日、新潟大と東京大の研究チームが発表した。製薬大手エーザイが開発した認知症薬「レカネマブ」と併用する。

アルツハイマー病は、神経細胞が壊れ脳が委縮して認知機能が低下する病気で、脳にアミロイドベータやタウというタンパク質が蓄積することが原因と考えられている。対象は、この病気の1%未満とされる家族性の遺伝子変異が確認された人のうち、推定発症年齢の前後10年で、無症状や軽度の人。

治験では、アミロイドベータを除去する仕組みのレカネマブを全員に投



与。さらに、同社が開発中でタウの広がりを防ぐ効果が期待される抗体薬「E2814」を併用する群と偽薬群に分け、計4年間タンパク質の蓄積状況などを比べる。治験は、世界16カ国で約170人が参加。日本では30〜50代の男女4人が参加登録し、既に投与が始まった人もいる。

新潟大の池内健教授(認知症学)は「家族性アルツハイマーだけでなく、患者数の多い孤発性のアルツハイマーの治療開発に役立つ可能性がある」としている。

法定相続情報一覧図は、被相続人の相続関係を一望にした家系図のようなもので、相続関係を1枚にまとめ、それを法務局の登記官が証明したものです。記載事項は次の通りです。

- ・ 被相続人の氏名・生年月日・最後の住所及び死亡年月日
- ・ 相続開始時における同順位相続人の氏名・生年月日及び被相続人との続柄
- ・ 作成の日時
- ・ 申出人の氏名作成をした申出人またはその代理人の氏名
- ・ 相続人の住所(相続人の住所を記載した場合)

法定相続情報一覧図が1枚あれば、戸籍謄本の代わりに相続関係を証明(法定相続人が誰なのか証明)できるようになり、相続登記や預金の解約などの相続手続きが楽になる。

法定相続情報一覧図の写しの発行手数料は無料です。ただし、専門家に依頼すると費用が発生します。

サポート見聞録

法定相続情報一覧図は、被相続人の相続関係を一望にした家系図のようなもので、相続関係を1枚にまとめ、それを法務局の登記官が証明したものです。